

国際課税のケース・スタディ

国際課税に係る平成23年の税制改正

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人A社は、アジアを中心に海外現地法人を中心事業展開しており、今回の税制改正において、どのような影響があるか関心を持っている。具体的に、国際課税に係る分野ではどのように改正されたのか。

〔ポイント〕

平成23年の国際課税に係る改正について、次のとおり検討する。

- 1 移転価格税制
- 2 タックスヘイブン対策税制
- 3 外国税額控除
- 4 国内源泉所得

〔検討〕

1 移転価格税制

(1) 独立企業間価格の算定方法の適用優先順位の廃止

国外関連者との取引に係る課税の特例における独立企業間価格の算定方法について、その適用優先順位を廃止し、国外関連取引の内容及び当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法を選択する仕組みとされた（措法66の4②）。

(2) 利益分割法の明確化

国外関連者との取引に係る課税の特例について、独立企業間価格の算定方法である利益分割法（比較利益分割法、寄与度利益分割法、及び残余利益分割法）について法令上明確化された（措令39の12）。

(3) 適用関係

これらの改正は、平成23年10月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用される。

2 タックスヘイブン対策税制

(1) 統括会社の適用除外基準の判定

株式等の保有を主たる事業とする統括会社について、実体基準及び所在地国基準に係る適用除外基準の判定を統括業務により行うこととされた（措法66の6③）。

この改正は、内国法人等の平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合の適用対象金額等（当該内国法人等に係る特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用される。

(2) 特定所得の金額に係る保有割合の判定時期

特定所得の金額の基となる株式等に係る保有割合10%未満の要件の判定時期は、配当等については当該配当等の支払に係る効力が生ずる日、譲渡については当該譲渡の直前とされた（措法66の6④、措令39の17の2②）。

この改正は、内国法人等の平成23年4月1日

以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合の適用対象金額等（当該内国法人等に係る特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用される。

（3）租税負担割合の計算

特定外国子会社等の判定における外国関係会社の租税負担割合の計算において非課税所得の範囲から除かれる本店所在地以外の国の法人から受ける配当等の額について、持株割合要件等が廃止された（措令39の14②一イ）。

この改正は、内国法人等の平成23年4月1日以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合の適用対象金額等に係る外国関係会社の平成22年4月1日以後に開始した事業年度における特定外国子会社等の判定について適用される。

（4）適用対象金額の計算

法人税法等の規定の例に準じて特定外国子会社等の適用対象金額を計算する場合には、現物分配に係る課税繰延べ規定は適用されないことになった（措令39の15①一）。

この改正は、平成23年6月30日以後に現物分配が行われる場合について適用される。

（5）部分課税対象金額の明確化

特定外国子会社等の部分課税対象金額の益金算入制度について、配当等の額、利子の額又は差益の額から控除する費用の額その他部分適用対象金額の計算方法等の明確化が図られた（措令39の17の2③～⑯）。

この改正は、内国法人等の平成23年4月1日以後に終了する事業年度等に係る部分課税対象金額等を計算する場合の部分適用対象金額等（当該内国法人等に係る特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用される。

3 外国税額控除

（1）外国法人税等の定義の明確化

複数の税率の中から納税者と外国課税当局等

との合意により税率が決定された税については、最も低い税率等を上回る部分は、外国税額控除制度及び外国子会社合算税制等の適用上、外国法人税及び外国所得税に該当しないこととされた（所令221③三、法令141③三）。

この改正は、平成23年6月30日以後に納付することとなる外国法人税及び外国所得税について適用される。

（2）条約相手国等における課税に係る二重課税の排除

外国税額の控除限度額の計算上、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課すこととされる所得（その租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされる所得は除かれる。）で、その条約相手国等において外国法人税又は外国所得税を課されるものについては、国外所得に該当することとされた（所令222④三、法令142④三）。

この改正は、法人税については、平成23年4月1日以後に開始する法人税について適用し、所得税については、平成23年分以降の所得税について適用される。

4 国内源泉所得

源泉徴収を要しないとされる相続等保険年金については、源泉徴収の対象とされる国内源泉所得の範囲から除外された（所法161十）。

この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき相続等保険年金について適用される。

5 まとめ

平成23年の税制改正では、実務的な観点からの改正が多いが、実務に携わるものにとっては有益なものが多い。